

埼玉県福祉施設相互支援ネットワークに関する Q&A

Q1 感染症の拡大や自然災害で被災した場合に「支援をする施設」ではなく、「支援を受ける施設」としてのみ登録することはできますか。

A1 このネットワークは「施設が相互に支援する仕組み」であり、可能な範囲で「支援を行う」ことを前提とした登録となります。

Q2 小規模な施設なので職員数が少なく、物資の備蓄も必要最低限しかありません。そのような他の施設への支援が困難な施設もネットワークに登録することができますか。

A2 小規模な施設でもネットワークに登録することが可能です。ネットワークは施設間の相互支援を目的としておりますので、施設の実情に応じて可能な範囲で支援していただくことをご理解ください。

Q3 福祉施設の業務継続計画（BCP）を策定するにあたって、既に近隣施設と非常時の連携協定を締結しています。そのような場合、相互支援ネットワークに参加するメリットは何かありますか。

A3 ゲリラ豪雨や大型台風などにより被害が広範囲におよぶ場合、近隣施設も被災する可能性があります。そのような広域災害に備えて、県全体で相互に支援するこのネットワークにぜひ登録してください。

Q4 高齢者の通所施設と入所施設を運営している法人ですが、相互支援ネットワークに登録できるのは入所施設のみでしょうか。

A4 原則として高齢者と障害者の入所施設を対象としている理由は、利用者の方の生活の場であることから、通所施設や訪問施設に比べて、非常時に業務を継続すべき優先度が高いと考えられるからです。要綱で定めた入所施設以外でネットワークに登録を希望する場合は、事務局にご相談ください。

Q5 現在、埼玉県高齢者福祉課及び障害者支援課が運用している「互助ネットワーク」に参加登録してます。この「相互支援ネットワーク」とは何が違うのでしょうか。

A5 令和2年度から県で運用を開始した「互助ネットワーク」と、令和5年度から新たに県が運用を開始する「相互支援ネットワーク」との違いは主に下記のとおりです。

「互助ネットワーク」(R2～)

新型コロナウイルス感染症を対象とした、登録施設間で相互に支援する仕組み。支援に必要なかかり増し経費については国庫補助による補助が受けられる。

「相互支援ネットワーク」(R5～)

感染症だけでなく自然災害による被災も対象とした、登録施設間で相互に支援する仕組み。支援に必要な経費の負担は、支援施設と被災施設の間で協議のうえ決定する。